

○君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 2 7 日

告示第 1 5 9 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、こどもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、予算の範囲内において、君津市補助金等交付規則（昭和 4 6 年君津市規則第 1 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の施設整備に関する事業であって、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和 5 年 8 月 2 2 日こ成事第 4 6 6 号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）に基づき、交付の決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）又は本市の保育施設整備に係る計画に基づく事業とする。

(補助対象事業者及び補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる事業者は、国要綱に基づき交付の決定を受けた者及び本市の保育施設整備に係る計画に基づく事業を実施する者とする。

2 補助の対象となる経費（第 5 条第 3 号において「補助対象経費」という。）は、国要綱に定める対象経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次に掲げる方法により算出された額を合算した額とする。

(1) 交付事業を対象として補助金を交付するときは、国要綱に基づき算出した交付額を国の負担割合で除した額（以下「交付基準額」という。）に、4 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 本市の保育施設整備に係る計画に基づき補助金を交付するときは、交付事業にあたるものとして算出した交付基準額に 4 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）

に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 施設に係る各室面積表、配置図及び平面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業により整備した施設等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度（第9条において「補助年度」という。）の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産があるときは、同期間に加え、当該財産の処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (6) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税（以下この号において「消費税等」と

いう。)の申告により補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。この場合において、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。))が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下この号において「本部」という。))で消費税等の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(7) 前号の規定により仕入控除税額があることが確定したことの報告を行った場合は、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(事業変更の承認申請等)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとする補助事業者は、君津市就学前教育・保育施設整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認としたときは、君津市就学前教育・保育施設整備事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(別記第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業の完了した日から起算して30日以内又は補助年度の末日のいずれか早い日までに、君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 工事等請負契約書の写し

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し

(4) 施設に係る各室面積表、配置図、平面図及び立面図

(5) 施設の整備等の写真

(6) 工事等代金の領収書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、君津市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第12条 市長は、保育施設の運営状況を確認するため、必要に応じ、補助事業者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）補助対象事業の執行が著しく適正を欠くと認めたとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- （5）法令、条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（君津市保育所施設整備事業費補助金交付要綱及び君津市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 君津市保育所施設整備事業費補助金交付要綱（平成２９年君津市告示第１４８号）
- (2) 君津市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱